

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2018/12/10号 (No. 294)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国の38機関、知的財産分野の信用喪失者に対する共同処罰を展開(中国打撃侵権工作網 2018年12月5日)
2. 国務院、イノベーション促進の新施策を実施(中国政府網 2018年12月5日)
3. 国家知識産権局、民間企業の知的財産権担保融資への支援を強化(国家知識産権網 2018年11月30日)
4. 李克強総理「ビジネス環境の最適化を推進」、全国で評価実施へ(中国打撃侵権工作網 2018年11月29日)

○ 地方政府の動き

1. 深セン市場・質量監督管理委員会が知的財産権成果発表会を開催(国家知識産権網 2018年12月5日)
2. 江蘇省「バイオ医薬産業発展促進意見」、知的財産権保護を強調(国家知識産権網 2018年12月5日)
3. 浙江知識産権局、民間企業促進策を発表、知的財産権保護強化へ(国家知識産権網 2018年12月4日)

○ 司法関連の動き

1. 最高法院、「知的財産権法廷若干問題に関する規定」を審議、採択(最高人民法院公式サイト 2018年12月4日)
2. 深セン福田法院と中南財經政法大学が知的財産権保護体制整備で協力(中国打撃侵権工作網 2018年12月4日)
3. 自動車部品の意匠権侵害訴訟でボルボが勝訴、両被告に78万元賠償命令(中国打撃侵権工作網 2018年12月4日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 広州税関、知的財産権侵害貨物237万点摘発(中国打撃侵権工作網 2018年12月4日)

○ 統計関連

1. 商務部：1～10月、知的財産権使用料の輸入増加率が22.5%(国家知識産権戦略網 2018年12月5日)
2. 企業の9割が国内ビジネス環境に「満足」=CCPIT調査(中国打撃侵権工作網 2018年11月30日)

○ その他知財関連

1. 犯罪学学会と騰訊などがインターネット知的財産権司法保護フォーラムを共催(中国知識産権資訊網 2018年12月3日)
2. 国家知識産権局が第12回中国専利ウィークイベントを実施(国家知識産権網 2018年11月23日)

=====

●ニュース本文

## ○ 中央政府の動き

## ★★★1. 国の 38 機関、知的財産分野の信用喪失者に対する共同処罰を展開★★★

国家発展改革委員会をはじめとする国の 38 機関はこのほど、知的財産権の重大な信用喪失者に対する共同処罰に関する覚書を締結した。共同処罰の対象は、繰り返し特許権侵害や執行拒否など、6 つの違法行為が含まれる。政府はこれらの行為に対する処罰を厳格化し、多くの厳しい処罰や制限を科す方針を示した。

覚書によれば、重大信用喪失者リストに掲載された違反者に対して、違反内容を「社会信用情報システム」に記録するとともに、リストに掲載された企業・個人に対して、企業債券の発行や他の資金調達手段、不動産購入、国有資産取引を制限するなど、各政府当局を通じて計 33 項の共同処罰を講じることができる。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018 年 12 月 5 日)

## ★★★2. 国務院、イノベーション促進の新施策を実施★★★

李克強総理が 12 月 5 日に主宰した国務院常務会議で、イノベーションを促進する改革措置をさらに拡大、推進することが決定された。

会議によると、昨年、共産党中央委員会と国務院の指示に基づき、京津冀（北京・天津・河北）、上海、広東などの 8 地域でイノベーション促進の改革措置についてパイロット事業が行われたうえ、第一陣として全国で 13 の改革措置が普及された。今年はイノベーションをより活性化するため、さらに 23 項目の改革措置を広範囲にわたって推進していくことが決定された。

この中で、全国で展開される予定の施策は、▽科学技術成果の転化を奨励し、「技術株+現金株」という形式により株を所有することを認め、技術マネージャーを導入し成果転化の全過程に参加させる▽金融サービスを革新し、中小科学技術企業の融資チャネルの開拓や、特許実施保険、特許侵害損失保険などの保険商品の開発を奨励する▽科学研究管理を改善し、科学研究者に一定比率の職務成果所有権を与え、各地域に科学技術革新に関する専門取引市場を開設する——といった内容が含まれる。

(出典：中国政府網 2018 年 12 月 5 日)

## ★★★3. 国家知識産権局、民間企業の知的財産権担保融資への支援を強化★★★

11 月 28 日、国家知識産権局の党委員会が会議を開き、「知的財産権で民間企業のイノベーション・発展を促進するための若干措置に関する通達」を審議、採択した。「通達」は民間企業のイノベーションと成長の促進に焦点を合わせた複数の支援策を打ち出した。

会議では▽民間企業のビジネス環境に対する需要を踏まえて厳格な知的財産権保護を実施する▽知的財産権担保融資を拡大し、資金繰りに困る民間企業への支援を強化する▽「放管服」改革（行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化）を推進し、知的財産権サービスの利便化向上などに取り組む▽中小企業を対象とした知的財産権戦略推進プログラムを徹底する▽民間企業の知的財産権運用の優良事例を PR する——などの方針を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2018 年 11 月 30 日)

## ★★★4. 李克強総理「ビジネス環境の最適化を推進」、全国で評価実施へ★★★

李克強総理は 11 月 28 日、国務院常務会議を招集し、ビジネス環境の最適化に関する報告を聞いた。会議において、中国を引き続き国内外からの投資ホットスポットにすることを狙い、各地で中国独自のビジネス環境評価を実施していくことが決定された。

会議では、銀行融資、納税、知的財産保護の観点から中国のビジネス環境評価を行い、徐々に全国各地まで展開する方針を確認した。評価は世界銀行の基準に準拠しつつ、中国の特色を取り入れたものになるという。

このほか、行政手続きの簡略化と企業が負担する各種費用の軽減を図り、企業経営への不当な干渉を無くすなど、国際的に一流のビジネス環境を目指していくとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年11月29日)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 深セン市場・質量監督管理委員会が知的財産権成果発表会を開催★★★

深セン市市場・質量監督管理委員会がこのほど知的財産権活動の成果発表会を開催した。深セン市政府の関連機関、企業、知的財産権サービス機構、研究機関、業界協会からの代表170名以上が発表会に出席した。

監督管理委員会・知的財産権促進処の責任者によると、深セン市は近年、知的財産権専門基金の設立などを含む知的財産権に関する複数の政策、措置を打ち出して、科学技術イノベーションと企業の競争力向上を支援し、目覚ましい成果を上げている。今年1～9月、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願が1万3000件に達し、人口1万人あたり特許保有件数が93.4件に達した。

同責任者は発表会で深セン市の知的財産権に関する各政策、昨年度の知的財産権専門基金による支援プログラムの進捗状況、今後の重点活動などを説明した。

(出典：国家知識産権網 2018年12月5日)

### ★★★2. 江蘇省「バイオ医薬産業発展促進意見」、知的財産権保護を強調★★★

江蘇省政府がこのほど「バイオ医薬産業の高品質な発展を促進する意見」を発表した。自主的イノベーション能力の増強、イノベーション支援システムの強化、産業発展レベルの向上、産業発展環境の改善といった4つの側面から12の具体的な任務を打ち出した。この中で、知的財産権の保護が特に強調された。

「意見」はオリジナル・イノベーションと企業のイノベーション主体としての位置付けを強調し、コア技術分野の突破と自主的知的財産権を有する医薬品、医療機器の開発を支援するよう求めている。

知的財産権の保護強化と良好なイノベーション環境作りについては、知的財産権の標準化管理の実行、専門家からなる知的財産権保護支援グループの設置、重点分野における知的財産権の早期警報研究の強化——などの方針を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2018年12月5日)

### ★★★3. 浙江知識産権局、民間企業促進策を発表、知的財産権保護強化へ★★★

浙江省市場監督管理局は市場参入環境、市場競争環境、イノベーション発展環境の改善と企業管理人材の育成などを狙い、企業の需要を踏まえて民間企業の高品質な発展を促進するための20施策を打ち出した。

この中で、民間企業の知的財産権保護の強化に関して▽「企業知的財産権管理規範」の導入促進、▽商標権、特許権などによる担保融資の拡大、▽インターネット上の模倣品販売などの厳罰、▽マドリッド国際商標出願、PCT国際特許出願などの活用支援、▽民間企業による知的財産権連盟設立、▽知的財産権運営サービスシステムの整備、▽知的財産権保護体制の整備、▽知的財産権サービス業の集積促進、▽民営企業の営業秘密を保護するプログラムの実施——などの内容が盛り込まれている。

(出典：国家知識産権網 2018年12月4日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 最高人民法院、「知的財産権法廷若干問題に関する規定」を審議、採択★★★

12月3日、最高人民法院の周強院長が議長を務めた最高人民法院裁判委員会全体会議で、「最高人民法院、知的財産権法廷の若干問題に関する規定」が審議、採択された。

今年10月、国は知的財産権法廷の設立に関する最高人民法院の試行案を認可した。その後、10月26日に全人代常務委員会で採択され、来年1月1日より施行される「専利など知的財産権事件の訴訟手続きの若干問題に関する決定」は、特許などに関わる民事、行政事件の第二審権限を最高人民法院の知的財産権法廷に集中すると定めた。このため、最高人民法院は「知的財産権法廷の若干問題に関する規定」を作成し、意見募集を重ねた上、裁判委員会に提出した。

同「規定」は知的財産権法廷の機関としての性質、訴訟受理範囲、訴訟手続、裁判権力運行体制などを明確にしている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2018年12月4日)

### ★★★2. 深セン福田法院と中南財經政法大学が知的財産権保護体制整備で協力★★★

深セン市福田人民法院はこのほど、中南財經政法大学と協力覚書を締結し、知的財産権紛争の多元的で専門な、高効率な解決方法を探り、知的財産権司法保護水準の向上を促進することで合意した。今回の協力は、多元的な紛争解決体制の改革を深め、知的財産権裁判の革新を強化する福田法院の施策の一環でもある。

協力覚書によると、双方は教学実践メカニズム、科学研究協力メカニズム、フォーラム交流メカニズム、相互訪問メカニズム、委託諮詢鑑定メカニズム、多元的紛争解決メカニズム、第三者評価調査メカニズムの7つで協力を進める。福田法院の知的財産権裁判における実務と理論研究の水準を高めることが狙いである。具体的な協力事業として、双方は知的財産権保護上級フォーラムを共催し、知的財産権保護で直面するホットな課題、新しい法律について検討するなどとしている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年12月4日)

### ★★★3. 自動車部品の意匠権侵害訴訟でボルボが勝訴、両被告に78万元賠償命令★★★

11月30日、上海知識産権法院で、ボルボ (Volvo Rastwagner) が国内企業2社を相手取って提起した意匠権侵害訴訟について、第一審判決として2被告に意匠権侵害の即時中止と計78万人民元の賠償を命じる判決が下された。

ボルボは2012年9月、中国国家知識産権局に「サイドミラー」と「フロントフード」という意匠権2件を出願し、登録した。2015年と2016年に同意匠権を侵害した製品を両被告が展示会で出展していたのでボルボ社は警告状を送付した。しかし、両被告は権利侵害中止を承諾した後も、その公式サイトで権利侵害製品のPRを続けていた。ボルボは自社の関連製品の生産販売に大きな障害をきたしたと主張して、裁判所に提訴し侵害行為の中止と賠償金100万元を要求した。

上海知識産権法院は、2被告は権利侵害製品の製造販売とライセンス販売を実施した事実を認定し、侵害行為の情状などを考慮して判決を下した。

(出典：中国打撃侵權工作網 2018年12月4日)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 広州税関、知的財産権侵害貨物237万点摘発★★★

広州税関は今年、知的財産権侵害事件を473件摘発し、アパレルやバッグ、電子製品、化粧品を含む知的財産権侵害貨物237万点を差し押さえた。摘発件数は前年同期比73%増加し、模倣品総額は1339万人民元に上る。

今年、広州税関は部門間に跨る知的財産権リスク防御と迅速対応メカニズムの整備に取り組み、中国ロシア税関知的財産権共同エンフォースメント、広東・香港と広東・澳門の税関共同エンフォースメントなどを実施した。主要航路と地域については、リスクアナリストを強化し、速達を利用した模倣品輸出入事件48件の摘発に成功した。この外、広州税関は知的財産権侵害貨物の輸出入を厳しく取り締まるとともに、企業の知的財産権意識の普及啓発に注力し、企業の権利保護活動に積極的に協力している。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年12月4日)

## ○ 統計関連

### ★★★1. 商務部：1～10月、知的財産権使用料の輸入増加率が22.5%★★★

商務部が4日発表した統計によると、1～10月、サービス貿易の規模が再び史上最高を記録した。その輸出入総額は昨年同期比11.1%増の4兆3千億元を突破し、通年では10%前後を維持する見込み。この中で、高付加価値サービスの輸入ニーズが高まり、同期の知的財産権使用料の輸入は22.5%の増加となった。

新興サービスの輸出入総額が1兆4181億6000万元で、昨年同期比20.4%増に相当する規模である。新興サービス業の急速な成長がサービス貿易のハイクオリティな発展を力強く推進している。

サービス輸出の中で、「中国サービス」国家ブランドプログラムの実施により、高度生産型サービスの輸出が牽引され、急速に増加した。同期のコンピューター・情報サービス、保険サービス、研究開発成果移転費用・委託研究などの高度生産型サービスの輸出は急速に増加し、増加率は順に66.7%、20.5%、18.3%に達した。

サービス輸入では、サービス消費の高度化が加速する流れを背景に、高付加価値サービスの輸入ニーズは絶えず拡大した。同期の知的財産権使用料の輸入増加率が22.5%に達したほか、金融サービスが同22.1%、コンピューター・情報サービスが同24.3%とそれぞれ増加した。

(出典：国家知識産権戦略網 2018年12月5日)

### ★★★2. 企業の9割が国内ビジネス環境に「満足」＝CCPIT調査★★★

中国国際貿易促進委員会（CCPIT）が29日発表した最新の調査報告書によると、中国のビジネス環境に「満足または比較的満足」と感じる企業は全体の87.5%で、2016年の調査よりも16ポイント増加している。

同調査は国有企業、民間企業、外資系企業の約4000社を対象に実施された。「中国のビジネス環境は過去3年に改善されている」と回答した企業は93.5%で、「改善されていない」または「悪化している」と回答した企業は6.5%であった。

市場参入環境、政策政務環境、貿易利便化レベル、社会信用環境、知的財産権保護、インフラ整備、社会治安、居住環境などの各指標の中で、貿易利便化レベルの得点は最も高く、大部分の業界で9割以上の企業は「満足」または「比較的満足」と答えた。2位は「政策政務環境」となっている。

知的財産権保護については、外資系企業からの得点は4.3ポイントで、国内企業よりも高かった。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年11月30日)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 犯罪学学会と騰訊などがインターネット知的財産権司法保護フォーラムを共催★★★

12月1日、中国犯罪学学会、中国人民大学・刑事法律科学センター、騰訊（テンセント）安全管理部が共催する「2018インターネット知的財産権司法保護フォーラム」が北京で開催された。

テンセントの責任者はフォーラムにおいて、同社は知的財産権司法保護行動（IPP行動）を実施すると表明した。IPP行動において、テンセントはその技術とビッグデータを活用し、政府、企業、協力パートナーと提携して知的財産権司法保護のプラットフォームを構築し、技術イノベーション、刑事摘発、業界研究、司法アドバイスの4つの側面で協力を進めるという。北京市高級人民法院、北京外国語大学法学院、中国犯罪学学会の専門家は刑事処罰の視野からインターネット上の著作権保護について議論を交わした。

フォーラムにおいて、テンセントと国家版權局・版權管理司、最高人民検察院法律政策研究室、中国犯罪学学会、米国映画協会、LVMHグループとは「知的財産権保護共同イニシアチブ」を発表し、知的財産権保護意識の向上、企業のイノベーション促進などを呼びかけた。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年12月3日)

### ★★★2. 国家知識産権局が第12回中国専利ウィークイベントを実施★★★

国家知識産権局（CNIPA）は11月30日から12月7日にかけて、「高価値な専利を育成、高品質な発展を促進」をテーマとした第12回中国専利ウィークイベントを実施する。知的財産権とイノベーション、金融資本、産業成長との融合を促し、社会全体によるイノベーションの活力を引き出し、知的財産権の運用能力と総合的効果を全面的に向上させることが狙いである。

CNIPA 責任者によると、今年の専利ウィークは主に▽専利品質向上プログラムの推進と産業核心技術パテントプールの整備▽運営システムの整備と専利技術の移転転化促進▽知的財産権担保融資サービスの強化と知的財産権金融商品の開発——の3つに重点を置いて展開される。

メイン会場はオンラインの形で国家知的財産権運営公共サービスプラットフォームの公式サイトに設けられる。各地方はそれぞれの実情を踏まえて、様々なイベントを催す見通し。

(出典：国家知識産権網 2018年11月23日)

---

#### 【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

#### 【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

#### 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

#### 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

#### 【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

#### 【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved